

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大宜味村	大宜味村地区 (田嘉里・謝名城・喜如嘉・饒波・大兼久・大宜味・根路銘・上原・塩屋・屋古・田港・押川・大保・白浜・宮城・江洲・津波・東村慶佐次の一部地域)	令和3年3月30日	令和2年8月18日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	313.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	278.2 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	40.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.2 ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

低地の土地改良区にはサトウキビ、花卉類・野菜類・果樹類等が主に栽培され、高地の土地改良区にはサトウキビ、野菜類等が主に栽培されている。全体的にシークワサー等のカンキツ類が多く栽培されている。江洲や津波の地域では牧草の栽培も多くみられる。  
課題としては鳥獣被害が依然として多く、生産意欲の減退の大きな原因となっている。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体を優先に農地を集約していく。

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

## 農地の貸付け等の意向について

耕作放棄地の農地所有者は原則として当該農地の借受希望者がいれば、農地中間管理機構に貸し付けるか、農業委員会を通して地域内の農業者に貸し付けようとする。

## 農地中間管理機構の活用方針について

将来の経営農地の集約化を目指し、耕作放棄地の所有者は原則的に農地中間管理機構に貸し付ける意向を示して、その農地を中心経営体が活用できるようにする。

## 基盤整備への取組方針

中心経営体である認定農業者等や新規就農認定者等の経営農地を優先して整備していく。  
また、東村慶佐次の一部の農地については江洲の地域の農家が主に利用しているため農道の整備が必要である。  
農地中間管理事業を通して担い手に貸し付けることで農地耕作条件改善事業を活用して整備を行う。  
大保土地改良区においては勾配の修正工事を行うことで耕土流出を防ぐ必要がある。

## 新規・特産化作物の導入方針

シークワサー以外の収益性の高い作物にも注目して取り組んでいく。  
チンブクダケ等の高齢者でも出来るような作物も検討する。

## 鳥獣被害防止対策の取組方針

個々の農家で対策を実施し、それでも被害が続く場合は猟友会への対策依頼や猪柵設置の補助事業を活用して対策を行う。

## その他

認定就農者のOBや中間管理事業を活用した規模拡大希望者については今後とも育成すべき経営体であるため、認定農業者の制度を説明をすることで認定農業者になるように促す。